

## アンサーサービス・ホームバンキングサービス・ファームバンキングサービス・FDサービス

### 1. (取引範囲)

契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有、管理する端末機による依頼にもとづき、次の取引を行う場合に利用できるものとします。

- (1) 中央しんきんアンサーサービス（以下「アンサーサービス」といいます。）  
アンサーサービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座（以下「アンサーサービス利用口座」といいます。）について、所定の通知を受ける。
- (2) 中央しんきんホームバンキングサービス（以下「ホームバンキングサービス」といいます。）
  - ①ホームバンキングサービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫の本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振替、振込の処理を行う。
  - ②支払指定口座について、所定の照会を行う。
- (3) 中央しんきんファームバンキングサービス（以下「ファームバンキングサービス」といいます。）  
以下のデータを一括して伝送する。
  - ①総合振込
  - ②給与・賞与振込
  - ③預金口座振替請求
- (4) 中央しんきんFDサービス（以下「FDサービス」といいます。）  
以下のデータをFDにより持込みする。
  - ①総合振込
  - ②給与・賞与振込
  - ③預金口座振替請求
- (5) 入金指定口座への入金、次の各号の方法で取扱います。
  - ①支払指定口座と入金指定口座が同一店舗でかつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。
  - ②支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店の場合、または当金庫以外の金融機関の本支店の場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が同一店舗で異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

### 2. (アンサーサービスによる通知)

- (1) アンサーサービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
- (2) 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合に、当金庫は受信者を依頼人とみなし、アンサーサービス利用口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した明細情報につき、取引内容に変更、訂正があった場合、当金庫はすでに送信した明細情報について変更または取消をすることがあります。

### 3. (ホームバンキングサービスによる照会)

- (1) ホームバンキングサービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容を端末機より操作してください。
- (2) 前項の操作により受信した暗証番号、および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号、および支払指定口座の口座番号等と一致した場合に、当金庫は送信者を依頼人とみなし、受信した照会内容に対応する明細情報を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した明細情報につき、取引内容に変更、訂正があった場合、当金庫はすでに送信した明細情報について変更または取消をすることがあります。

### 4. (振込・振替)

- (1) ホームバンキングサービス
  - ①利用時間は、当金庫が定めた時間内とします。
  - ②振込、振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
  - ③前項の操作により受信した暗証番号（確認暗証番号および承認暗証番号をいいます。）が、届出の暗証番号と一致した場合に、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
  - ④ご依頼の内容については、当金庫が振込、振替内容の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (2) ファームバンキングサービス
  - ①利用時間は、当金庫が定めた時間内とします。
  - ②振込、振替を依頼する場合は、当金庫が指定した電話番号にデータ送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
  - ③前項の操作により受信したセンター確認コード、全銀パスワード、およびファイルアクセスキーが、届出のセンター確認コード、全銀パスワード、およびファイルアクセスキーと一致した場合に、当金庫は送信者を依頼人とみなして応答およびデータの受付を行います。

④ご依頼の内容については、当金庫が振込、振替内容の確認コードを受信した時点で確定するものとします。

### (3) FDサービス

①FD持込み期限は、当金庫が定めた期限内とします。

②FDの受領にあたって、当金庫は必ず預り証を発行します。ただし、郵送、宅配により直接本部へ送付される場合は除きます。

③FD返却時に、発行した預り証を回収しますので大切に保管願います。ただし、郵送、宅配により直接本部から返却する場合は除きます。

(4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫はご指定の内容にしがい、振込依頼日の8時45分以降に支払指定口座から振込金と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(5) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、貯蓄預金規定、当座勘定規定、またはカードローン契約規定に関わらず、通帳、カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

(6) 振込、振替契約は、前項に規定する振込、振替資金等を当金庫が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。

(7) 1回あたりの振込金額、または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において、依頼人があらかじめ当金庫に届け出た金額の範囲内とします。

(8) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

①振替または振替時に、振込金額と第7条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

②支払口座が解約済みのとき。

③依頼人から支払指定口座への支払停止の届があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。

④差し押え等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。

⑤振替取引において、入金指定口座が解約済みなどの理由で入金できないとき。

(9) 振込、振替資金等の引落ができない場合、依頼人に対し引落し不能の旨の通知は行いません。

(10) 振替取引において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫の所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻しれます。

## 5. (依頼内容の変更および訂正・組戻)

(1) 振込取引において、依頼内容の確認後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店窓口において次の訂正手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

①訂正依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により署名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当金庫は、訂正依頼にしたがって訂正依頼電文を振込先金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確認後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

①組戻し依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、届出の印章により署名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当金庫は、組戻し依頼にしたがって組戻し依頼電文を振込先金融機関に発信します。

③組戻しされた振込資金は、組戻し依頼で指定された方法により返却します。

(3) 前2項の場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(4) 訂正依頼書または組戻し依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当な注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(5) 振替取引の場合は、依頼内容の確認後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

## 6. (契約書と協定書)

ファームバンキングサービス、FDサービスにおいては当金庫と締結する「総合振込事務取扱に関する協定書」、「給与振込事務取扱に関する契約書」、「預金口座振替事務取扱に関する契約書」の定めにしたがうものとします。

## 7. (手数料)

### (1) サービス利用基本手数料

FDサービスを除く各サービス利用期間中は、毎月別にお知らせした基本手数料をお支払いください。手数料は、別にお知らせした金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。なお、各サービスを途中で解約した場合、ご利用日数等による手数料の返戻は行いません。

### (2) 振込手数料

振込、振替をご利用される場合は、別にお知らせした振込手数料をお支払いください。手数料は、取引

の都度預金通帳および払戻請求書または小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。

- (3) 口座振替手数料  
預金口座振替請求をご利用される場合は、別にお知らせした口座振替手数料をお支払いください。手数料は、口座振替資金入金時に預金通帳および払戻請求書または小切手なしで、支払指定口座から自動的に引落すか、口座振替資金から差し引きます。
- (4) 手数料の後納扱い  
振込手数料、口座振替手数料について、依頼人から事前に届出があった場合は、別にお知らせした金庫所定の振替日に前月分の手数料を一括して引き落とすことができます。
- (5) サービス利用基本手数料、振込手数料、口座振替手数料について領収書等は発行しません。
- (6) 組戻手数料  
第5条第2項による組戻しの取扱いをした場合は、別にお知らせした組戻手数料をお支払いください。

#### 8. (取引内容の確認)

- (1) 振込、振替取引後は、速やかに普通預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を確認してください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) ホームバンキングサービスにおいては「資金移動取引のお知らせ」にて、ファームバンキングサービスにおいては、「為替振込集計表、明細表」にて内容を確認してください。
- (3) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録の内容をもって処理させていただきます。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合はこの限りではありません。

#### 9. (暗証番号の管理)

- (1) 端末機および各暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (2) 端末機は常に依頼人の占有、管理下におき、他人への貸与は行わないでください。
- (3) 各暗証番号の指定にあたっては、類推され易い番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 各暗証番号の誤入力が入力が3回連続して行われた場合、その時点で当金庫は各サービスを停止します。各サービスの取引再開を求める場合は、当金庫に連絡のうえ所定の依頼書をご提出ください。

#### 10. (免責事項)

- (1) 災害、事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認電文を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (4) 電話回線の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫が相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (5) アンサーサービスにおいて送信された暗証番号、およびアンサーサービス利用口座番号と、届出の暗証番号、およびアンサーサービス利用口座番号との一致を確認して取扱いを行ったうちは、暗証番号等につき不正使用のその他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (6) 振込、振替依頼において送信された暗証番号、支払指定口座番号、および受取人番号と、届出の暗証番号、支払指定口座番号、および受取人番号との一致を確認して取扱いを行ったうちは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (7) ファームバンキングサービスにおけるデータ伝送の受付の際に送信されたセンター確認コード、暗証番号(パスワード)およびファイルアクセスキーと、届出のセンター確認コード、暗証番号(パスワード)およびファイルアクセスキーとの一致を確認して取扱いを行ったうちは、暗証番号(パスワード)等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 11. (届出事項の変更等)

- (1) 暗証番号、入金・支払指定口座、名称、称号、住所等届出内容に変更がある場合には、金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。
- (2) この届出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

#### 12. (解約等)

- (1) 各サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は金庫所定の書面によるものとします。

- (2) 当金庫が解約通知を届出の住所に発信した場合において、その通知が延着または到着しなかったときは通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当金庫が各サービスを解約するときは、当金庫が依頼人にその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。
  - ① 支払の停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ③ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当金庫において依頼人の住所が不明となったとき。
- (4) 各サービスが解約等により終了した場合には、その時まで振込、振替の処理が完了していない取引の依頼については、当金庫はその処理をする義務を負いません。

### 13. (届出印)

- (1) 各サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届に使用された印影と、届出の印鑑とを相当な注意をもって照合し、相違ないものと認め取扱いましたうえは、書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

### 14. (規定の準用)

この利用規定に定めない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)貯蓄預金規定、納税準備預金規定ならびに当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン契約規定により取扱います。

### 15. (契約期間)

各サービスの契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約期間満了日までに依頼人が解約の申出をしない限り、この契約は契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

### 16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)